

令和5年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」 議事録

日 時 令和5年(2023年)6月20日(火) 18:30~20:00  
場 所 北海道庁別館4階第3研修室 (zoom ハイブリッド形式)  
出席者 北海道精神神経科診療所協会 長谷川理事、北海道立精神保健福祉センター 東端課長、札幌こころのセンター 東海林相談支援担当課長、依存症治療拠点機関(旭山病院) 橋本医師、北海道産業保健総合支援センター 青木副所長、北海道労働保健管理協会 國澤産業保健部長、日本集団精神療法学会 田辺理事長、北海道教育委員会 高野課長補佐、青十字サマリヤ会 齊藤施設長、北海道遊技事業協同組合 佐々木専務理事、農政部競馬事業室 内海主幹、北海道弁護士会連合会 清水弁護士、北海道児童青年精神保健学会 黒川医師事務局 河谷精神医療担当課長、柏木課長補佐、土田主査、土田主事

- 議 題
- 1 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」及び「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議『対策推進部会』」の設置要綱の改正について
  - 2 地域依存症対策推進事業実績について
  - 3 今年度の取組について
    - ア 障がい者保健福祉課における取組
      - (ア) 令和5年度スケジュールについて
      - (イ) 「オンラインによるギャンブル等依存症」症例集作成について
      - (ウ) ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組について
      - (エ) 普及啓発セミナーについて
    - イ 各構成機関における取組及び課題について
  - 4 意見交換

議 事

事務局 柏木課長補佐	本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「令和5年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議『対策推進部会』」を開催いたします。私、冒頭の進行を務めさせていただきます、北海道保健福祉部障がい者保健福祉課 課長補佐の柏木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会場には、進行をお願いしています、日本集団精神療法学会理事長の田辺先生、構成機関であります、北海道教育委員会、農政部競馬事業室、旭山病院、それから、今回から参画していただくことになりました、北海道労働保健管理協会の方にお越しいただいております。北海道労働保健管理協会の方につきましては、今回初めてのご参加ですので、一言ご挨拶をい
---------------	---

ただけますでしょうか。

北海道労働  
保健管理協  
会  
初めて参加させていただくことになりました、北海道労働保健管理協会の保健師の國澤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局  
柏木課長補  
佐  
ありがとうございました。それではお手元の資料を確認させていただきます。資料については既にお配りしておりますが、まず次第、それから「令和5年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議『対策推進部会』」出席者名簿、資料1-1から1-4、資料2、2-2、2-3、2-4、2-5、資料3から資料7及び意見様式となっております。画面でも映しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。本日の終了予定時間ですが、概ね20時を予定しておりますので、円滑な議事の進行にご協力をいただければと思います。それでは、以降の進行につきましては、日本集団精神療学会、田辺先生にお願いしたいと思います。田辺先生、よろしくお願いいたします。

田辺理事長  
はい。田辺でございます。次第に沿って会議を進めてまいります。まず初めに議題の1「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」及び、「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議『対策推進部会』」設置要綱の改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局  
土田主査  
障がい者保健福祉課の土田と申します。私の方から説明させていただきます。資料1-1から1-4ですけども、本部会及び推進会議の設置要綱の改正についてのご説明となります。改正は2か所ございまして、団体の名称変更と、新たな部会構成員の追加となります。札幌地方遊技事業協同組合という団体名が、北海道遊技事業協同組合になったのと、それから先ほどご紹介させていただきましたが、今回から新たに北海道労働保健管理協会が、部会及び推進会議に参画していただくこととなりましたので、その2点について変更しております。資料の方は後ほどご確認いただければと思います。以上です。

田辺理事長  
改正ですけども、呼称だけですので、あまり質問はないかと思います。何かこの件でご質問ある方、おりますか。よろしいですね。では次に進みます。続きまして、議題の2、地域依存症対策推進事業実績、事務局から説明をお願いします。

事務局  
地域依存症対策推進事業実績についてご説明します。資料は2、それからその

後続く資料2-5までになります。最初、資料2がA3の表です。その裏にカラーのグラフの資料が続いていると思いますけれども、A3の表は、全道の各保健所と、精保センターからご報告いただいた依存症対策事業の実績をまとめたものになります。これはちょっと数だけで見づらいので、グラフの方で説明させていただきます。まず、資料2-2をご覧くださいと思います。その中のグラフを抜粋したものがこのスライドのグラフになりますが、これは、令和2年度と4年度の相談数を比較したものです。上が保健所の相談数、下が精保センターの相談数になります。青が令和4年度、オレンジが令和2年度になります。保健所はコロナの影響なのかなと思いますが、全体的に相談数は減っていますが、ギャンブルについては相談数が増えています。あとは、精保センターの相談数は全体的に、特に手段として電話が増えており、病的賭博の相談も約2倍となっていて、相談数は全体的に増えていることが分かります。

次に、令和4年度の相談内容についてです。令和4年度地域依存症対策事業実績という資料を見ながら説明させていただきます。まず、保健所で対応している依存症の多くは、アルコールの方が多かったんですけども、次いで、病的賭博、薬物の順番で依存症の相談を受けておりました。一方精保センターは、薬物に関する相談が一番多いというような結果でしたが、これは、薬物で捕まった人のコホート調査というものを取り組んでいて、定期的に精保センターから患者さんの方に、状況確認の電話をしているということも計上しており、その影響を受けて多くなっていると考えられるため、単純に相談を受けているものというふうに考えると、病的賭博が一番多いんじゃないかという結果でした。次のページに、性別・年代別の相談者の内訳が載っているんですけども、性別年代的には、どの年代においても、男性からの相談が多く、年代は中年期以降が多かったです。次に相談転帰ですが、各地域の保健所については、継続相談になっている割合が多かったのですが、精保センターは終了、または関係機関紹介といった転帰をとることが多い特徴がありました。

次、各保健所での訪問支援の状況についてで、スライドでいうと下の段のグラフになるんですけど、訪問で支援するような対象者については、成年期以降のアルコール依存の男性への支援が多かったという特徴がありました。ギャンブルの対象者への訪問指導の実施数は少なかったです。

次に、追加資料の2-3の方をご覧くださいと思います。各保健所などから状況を確認した、全道の自主組織のマップになります。青いものがギャンブルに特化した団体です。GAとかギャマノンの開催状況は、こちらになっています。

次に、全体的に茶色いマップ、こちらが断酒会や、アルコールの自主組織の状況です。断酒会によってはギャンブルの方も対応していることがあるということで、参考までにこちらの方も載せております。断酒会はほぼ全道で、このように

開催されているところが多いのに対し、先ほどの青い図、ギャンブルについては、まだまだ数が限られているんだなということが分かりました。あとは、黒丸が休会中になるんですけども、状況を確認すると、コロナの影響でしばらく開催していなかったり、あとはメンバーがみんな高齢で、なかなか会が開けないとか、そういうような団体も散見されていることが分かりました。今後、各地域でこの現状を共有して、必要な支援を検討していく必要があると考えております。

次の資料は薬物の自主組織で、参考までに載せております。

次に資料2-4が、各地域のギャンブル等依存症対策に係る、連携会議の設置状況になります。昨年度末にできたギャンブルの計画では、二次医療圏ごとに1か所設置を目標と掲げておりますが、まだ設置されていない二次医療圏が何か所かあることが分かります。なので、今後も各圏域への声かけですとか、本庁としても、各地域で協議できる体制整備に取り組んでまいりたいと考えているところです。

次、資料2-5です。こちらはギャンブル依存症の治療が可能な医療機関の状況です。どこの地域でも適切な医療を受けることができるよう、対応医療機関の増加に向けた取組が必要です。まだ診られる病院がないような圏域もありますので、今後充実していけるような取組も必要かと思っています。以上で、地域依存症対策推進事業実績についての報告を終わります。

田辺理事長 はい。只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。オンラインの先生方、ご質問とかご意見ありましたら、ミュートを外して、〇〇ですと発言して、話していただいて構いません。では私の方から少し。薬物に関する状況はこれ、全然不足してますね。これはあまり参考にならないですね。札幌のNAとかの方、全然書いてないです。

事務局  
土田主査 そうですね。これから確認したいと思います。

田辺理事長 それと自主組織、ダルクなんかも入れるのか入れないのか、というのもあると思うんですけど。薬物の施設ですけどもね。いや、これは主にギャンブルの会議ではありますが、気がついたので。

事務局  
土田主査 はい、ありがとうございます。薬物の方も見ていきたいと思います。

田辺理事長 今の資料、状況、把握したデータについてご質問ありますでしょうか。ギャン

ブルの相談はあまり減っていない、むしろ増えているということですね。断酒会の方も、私も情報を聞いているんですけど、だいぶ休会しているという。従来の高齢者の影響と、コロナで開けなかったと。一方で、前回の前年度の研修でしたかね、その中で、全国的にオンラインでの自助グループが出てきているということがあって。自助グループは匿名の集まりですが、オンラインとなると、本名ではないにしても、なんらかの名前で中に入らないといけないわけで、匿名という感じではなくなるんですけども。自主組織としては、実はこのようにオンラインでの活動も出始めているんですね。これはまだ、私達はあまり把握していないんですけど、ASKのイワナイさんという人から、オンラインのことで、そういうふうに行っていることを、昨年度でしたかね、勉強したのは。そういう動きが日本としては起きているけど、北海道としてはオンラインでグループを作ろうとか、繋ごうというのは、独自のものはできていないという状況ですね。あと何か、ご質問なければ次の議事に進みます。最後にまとめて質問したいということであれば、その時をお願いします。それでは次にいきます。医療機関のことで、本庁として調べて何か、今考えていることはありますか。

事務局  
土田主査

医療計画における、自己申告での、診療できるという病院の数の結果で、これを保健所の方に聞くと「うちにもうちちょっとあるはずだ」というような話も出てきていますね。診てくれる病院はまだあるはずだと。もうちょっと精査した方がいいかなというふうに思っているのと、あとは、診ているけれども、専門医療機関にはなっていないという病院が沢山あるので、拠点病院さんの取組なども見ながら、新たに専門医療機関に是非なっただけのような、まあ何ができるのかなというものはあるんですけども、考えていかなければいけないとは思っています。

田辺理事長

医療機関の問題は、そういう（専門医療機関として）名前をつけて、看板を出しているけど、実際、実態とか実績があんまりないっていうような問題があったり、でもそれだけじゃなくて、逆に、名前は拠点機関とはなっていないけど、診てくれている病院が少しありますと、そういう話もあるということなんです。今日はこちらの会場に、旭山病院から先生がいらっしゃっているので、このことで何かありますか。

旭山病院  
橋本医師

いろんな専門医療機関のための勉強会を開いておりますが、その中でも、来るところはすごく、看護師さんやPSWさんが参加されるんですけど、来ないところは全然来なかったり、それから、既にもう専門医療機関になってくださっているところでも「会議に来てください」とか、「みんなでできませんか」と言っても、

反応良いところは良いんだけど、悪いところは、全く連絡が来ないような感じで、切ないなと思っており、本当に我々も、これからどうやって、診てくれるところを増やそうかと悩んでいるところなので、また知恵をお貸しいただければと思っています。

田辺理事長 実情をお話しされたので、よく分かりました。ありがとうございます。それでは、次の議題に進みましょう。続きまして、議題の3ですね。障がい者保健福祉課における取組について、事務局から説明をお願いします。

事務局 当課における今年度の取組について、ご説明させていただきます。資料は3から6まで一気に説明させていただきます。まずこちらが資料の3ですね、今年度の全体の取組スケジュールとなります。部会は今年度、2回予定しております、次回は1月にお声がけさせていただく予定です。推進会議は8月と2月を予定しております。その他、スケジュールの上の段に記載しておりますように、今年度は症例集作成と、下の段にあります、啓発週間及び普及啓発セミナーを予定しております。それぞれについてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。昨年度完成しました計画で、事例集を作成することとしております。もしお手元に計画があれば、20ページに記載があるんですけども、今年度中の完成を目指して取り組む予定です。オンラインによるもの、若者をメインとした事例で、先生方に依頼していく方向性で考えております。具体的には、資料4の「別紙」というところなんですけども「オンラインによるギャンブル等依存症」事例集作成に係る情報提供について、という題の、この欄を埋めていただくということで、事例集を作っていくというふうに考えておりました、これをまとめたものを、今年度中に印刷物として完成させ、推進会議構成機関の皆様、各保健所、保健所設置市、専門医療機関等にお送りする予定としております。

次に、普及啓発週間の取組についてご説明します。資料5になります。これはもう既に終わったところなんですけど、今年度も例年同様に、5月18、19日に道庁ロビーでパネル展を実施しました。詳細は資料5に記載のとおりです。二日間ではありましたが、各種のパンフレット等、全部で150部以上配付することができ、普及啓発については一定の効果があったかと考えているところです。

最後に、啓発セミナーについてご説明します。資料6をご覧ください。秋頃に2時間程度の研修を予定しております。内容は、ギャンブルだけではなくアルコール依存症も含めて、方法については、録画でやれたらいいかなと考えているところです。特に生放送をしたところで、視聴者とのやりとりは予定されていないことですか、前年度も、放映中の視聴者の数はあまりいなかったということで、その後のオンデマンドの放送の方が、反応が良かったということもありまして、録画配信と

して、対象者は広く一般住民、好きな時間に見られるような、工夫が必要というふうに考えております。第2期の計画でも、若者等への普及啓発の重要性が記載されているので、若い世代も気軽に見られるように、申込みをどうするかとか、そのあたりを工夫したいと考えているのと、実施するにあたっては学生さんとか、次世代を担う人材への周知ということで、教育委員会の方にも、周知とか声かけの協力を頂きたいというところと、あとはより困っている人が、研修の機会に触れられるように、遊技事業協同組合の方とか、競馬事業室の方にも、周知など協力していただけたらと思っているので、近くなったらご相談させていただきたいと思っております。あとは、講師の先生は現在調整中なんですけれども、そういう方法とか、周知についても相談させていただきながら、決めていきたいと思っております。今年度の取組については以上となります。

田辺理事長 はい。只今本庁の方から今年度の取組についてご説明いただきましたけど、ご質問とかご意見ありましたら、お願いします。啓発事業としては、最低の予算で、正直安直な印象もあるんですけども、予算がないんですよね。課長はどうですか。

事務局 なかなか予算については厳しい状況でございまして、その中で知恵を絞ってということで、ご助言をいただいております。できることは限られておりますけども、なんとかやっていきたいというふうに考えております。

田辺理事長 国の政策であった対策会議で、自殺対策なんかは結構お金がついて、ラジオでスポット CM とか、そういうことをして自殺を減らすという、内閣府が少してこ入れをして、予算がつくという印象があったけど、ギャンブルもそういう国の位置づけの割には、地方に回ってこないということですね。私の確認で寂しい話になりましたけども、他にご意見、ご質問ありませんか。それでは次に進めましょうか。各構成機関における報告ですね。資料7、それではここに書かれている番号の順に、お話を伺うということでよろしいですね。今日は多くの報告がありますので、あまり5分を超えない程度の報告をお願いします。

(北海道精神神経科診療所協会及び、北海道立精神保健福祉センターについては後半に報告)

田辺理事長 札幌こころのセンター、お願いします。

札幌こころ 札幌市精神保健福祉センターの、相談支援担当の東海林と申します。どうぞよ

のセンター 　ろしくお願いします。札幌市の依存症の相談窓口について、電話相談の件数は、年々増加傾向にあります。アルコール、ギャンブル、薬物含めて、令和4年度は430件の相談がありました。そのうちギャンブル依存症の相談電話は、147件でございました。令和3年度は94件でしたので、約1.6倍に増加しています。また面接相談ですが、ギャンブル依存症は、14件の面接をしています。相談件数が徐々に増加する中で、相談の助言がどんなふうにかかされているか、それから医療機関や自助グループを紹介した後、どんな状況になっているのかというのが把握できなくて、課題になっておりました。それで効果測定の一つとして、令和4年2月から、匿名での相談なんですけれども、了承が得られた相談者さんに対して、初回の相談から2ヶ月後に、こちらから電話をかけて状況確認をするということを行っています。了解を得られた方、ギャンブル依存症は19名だったんですが、その内、約半数は電話に回答がなかったり、繋がらなかったんですけども、あの方方は、医療機関に繋がったり、自助グループに繋がったり、或いは自分のかかりつけの先生に相談したりということで、何とか改善の良い方向に向かっているのではないかと、把握したところです。今後もその2ヶ月後確認というのを続けてみたいと思うんですけど、一体どのくらいの人に声をかけて了解もらったのか、その辺ももう少し確認できればと考えているところです。また取組としては、こちらの資料にあるように、当事者のプログラムとしてSAT-Gを取り入れて、それから、家族からの相談が非常に多いので、家族向けセミナーを開催しています。また令和4年度に関していえば、それまでは家族からの相談が多かったのですが、当事者からの相談がかなり増えているところが特徴と考えています。関係機関の皆様と情報共有ですとか、協力ということが非常に課題になってくるかなと思っているので、今後とも、普及啓発に関する取組を、皆さんと協力して進めてまいりたいと思っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

田辺理事長 　ありがとうございます。それでは一つ一つ確認します。札幌市の今の取組に関して、ご質問とかありましたらお願いします。一見して、だんだんと拠点相談機関として、動きが充実してきている感じがしますね。2ヶ月後のチェックに視点を置いているところが、なかなか素晴らしいと思います。札幌市の報告に、ご質問、ご意見ありますか。なければ次に進みます。依存症治療拠点機関の旭山病院、どうぞ。

旭山病院  
橋本医師 　旭山病院の橋本と申します。もうここに書いてある通りで、特別追加するべきことはないんですけども、取組としては、うちの病院についてはAGGをやりながら、自助グループに繋げるといったことを、ともかくアルコールであれ、薬



物であれ、ギャンブルであれ、自助グループに繋げることをやりたいということで、続けております。それから、依存症の家族会もクラフトベースに開催しております。あとは、依存症拠点機関として、研修会、ギャンブル依存症支援者研修会をやって、内容としては、医師の講義だけだと面白くないということで、なるべく事例を集めたりとか、或いは良い話をしてくれる弁護士さんなんか話をしてもらおうとか、そういったことも検討しているところで、特にワンストップじゃないけれども、ギャンブルの相談に対して「行政行ってください」「弁護士のところ行ってください」みたいな形になるのが、患者さんとか利用者さんとしては辛いと思うので、そういったところの連携を取ればというふうに考えております。それからあとは、若年層のギャンブルが増えているところがあって、臨床で悩んでいる方が多いというふうに聞いております。

田辺理事長 はい、ありがとうございます。あと4番（資料）のところに、オンラインカジノが違法であることが意外と知られていない、ということがありましたけど。

旭山病院  
橋本医師 はい。そういう方がいらっしゃるようです。

田辺理事長 はい。拠点機関の報告で、ご確認したいことはありますか。それでは次、北海道産業保健総合支援センター、お願いします。

北海道産業  
保健総合支  
援センター 北海道産業保健総合支援センターの青木です。よろしく申し上げます。そちらの方に書いてありますとおり、私ども会社を、事業者を相手にする事業でございますので、労働者の方、いわゆる依存症になられている方からギャンブル依存症に関する相談が寄せられるということは、ほぼありません。もしあったとしても、カウンセラー協会さんとかを紹介する形になるのかなと思います。取組のところにつきましては、昨年度田辺先生に大変ご迷惑をおかけしてしまってすみませんでした。研修会を田辺先生にお願いしたいと考えていまして、先生と何度か連絡を取らせていただいたんですけども、予算不足でできず、というところでした。あとホームページの方で、関係機関を載せるということは、継続してやっております。今年度につきましても、今できること、連絡が遅くなっていますが、田辺先生にご連絡して、できることがあればやりたいというふうに考えているところでございました。他の機関に期待することというところで、道庁さんには、保健所に関してですね、依存症について公演できる人を養成してほしいというところでございます。これ何故書いたかと言いますと、去年松野さんといういろいろお話しさせていただく中で、地域の安全大会とか衛生大会がある時に、人数

を集められる、講師を派遣できますよということがあって。産保センターの方で、講師を派遣したりする場合があるので、場合によっては保健所さんとかから先生を派遣してもらって、依存症の話ができると思いますよ、という話を何度か松野さんと話していたんですけども、実際松野さんに持っていったら、コロナなどで忙しくてできませんというふうに言われてしまったので、ちょっと進まないなというところで、できればコロナもだいぶ落ち着いたところなので、そういったところを少し対応いただければと思います。そういう、5、60人集まる会議の講師派遣というのを、うちはお願ひされる場合があるので、そういったところで、ギャンブル依存症の話をしてもらえる先生がいらっしゃれば、広がるかなというふうに思ったところです。その他のところは、自分の子どものことも含めて書いてみたところでございます。今、中学生とか高校生はずっとスマホをいじっているんで、この間内科に行った時も、ゲームをずっとやっている子がいて、だいぶお母さんが悩んでいる様子だったので、そういったこともあるんだろうなと思ひ、この会議と関係ない個人的な感想を書いてしまったんですけども、以上です。

田辺理事長

ありがとうございます。何かご意見とかありますか。それでは、次の北海道労働保健管理協会、お願いします。

北海道労働  
保健管理協  
会

はい。ギャンブル依存については、会社自体がそのことを把握できていないという件数が多いですし、把握していても、実際そこから相談に繋がるということとは、ほとんどないのが現状です。アルコール依存については、会社が本人に対してどう対応、支援すべきかということで、産業医として相談されることがあるのですが、やっぱりうちも、産業医とか保健師は複数名いるので、その支援する側の知識とか、技術不足とか、やっぱり差があるなというのをすごく感じています。まだまだ支援、件数も少ないなと思いますし、技術もすごく不足しているなと思います。それで、他機関に期待することということで、先ほど先生もおっしゃっていたんですけど、道としてはセミナーの開催予定があるということと、病院でも勉強会をしているということですので、そういうことを、支援する側ももちろんですけども、事業者がそういうことを知らないことが多いと思うので、そういう機会を作っていくことが大事なのかなと思います。以上です。

田辺理事長

はい。男性の多い、大きな事業所の産業医が、ちょっとそういう視点を持っていると良いということもありますよね。結構、長期のうつで休んでおられるということになっているけど、結局ギャンブルで借金を作っていたり、それがあって二次性のうつになっていたりと、本当は休んでいるけどパチンコばかり行っている

とか、そういうケースもありますからね。オンラインの競馬とかも多いかな。産業医の先生にも少しずつ、問題を分かっていたとということでしょうかね。他に何かご意見ありますか。では、北海道教育委員会、お願いします。

北海道教育  
委員会

北海道教育委員会健康・体育課の高野と申します。よろしくお願ひいたします。依存症につきましては、各学校で、保健の授業ですとか、学校行事、集会などの特別活動において、児童・生徒に指導をしております。依存症について、児童・生徒が正しく理解を深めて、健康で安全な生活を送るためには、授業をしっかり充実させるということが大切だと考えております。そこで、北海道教育委員会といたしましては、各学校の先生方の授業が充実するよう、教科指導訪問といひまして、各学校を回って、その授業に対し指導・助言したりですとか、また各種研修の場において、保健等の授業が充実するよう説明等いたしますが、その中で、依存症についても、指導・助言を行っているところです。他機関に期待することのところで記載させていただきましたが、授業で活用できるようなデータや資料等の情報があれば、参考にすることができ、ありがたいと思っております。また、本日、事務局の方から紹介がありました資料6の普及啓発セミナーにつきまして、道内の高校にもということでしたが、このような取組が周知できれば、高校の先生方にとっても、ありがたいと思っていたところでした。以上です。

田辺理事長

ありがとうございました。先生がセミナーを、勉強するために聴くということですか。

北海道教育  
委員会

はい。先生方がセミナーを聴講すれば、生徒に授業する際、役立つと思ひました。予定でオンラインということなので、もし可能であれば、例えば体験談で、患者様、家族の方々から20分くらい講話が入るといふことで、生配信ではなくて録画配信になっているものなので、例えば高校だと50分授業の中で、この20分の動画を見せることができたなら、より深く、生徒の理解に役立つことができるのではと感じておりました。以上です。

田辺理事長

はい。普及啓発資料を作って、どう発表するかという課題にも関わるころです。ありがとうございました。では青十字会サマリヤ会、お願いします。

青十字サマ  
リヤ会

青十字サマリヤ会の齊藤です。コロナの方も第5類といふことで、一次予防といふんですかね、大学の講義で呼ばれてお話をするように、今年からなってきました。それで学生の方々、一般の学生ではなくて、専門職として、これから精神の方に関わる学生に対して、依存症の当事者、また、ワーカーの方から依存症の

背後にある問題ということも含めて、専門的なお話をさせてもらっています。やっぱりなかなか、依存症といっても深いものがあるので、大学等の勉強の中で、背後にある問題についても、理解してもらおうということを大切にしています。あと第三次予防として、当事者及び家族からの電話相談ということなのですが、最近は少し、家族からの相談は少なくなっているような気がします。当事者からの相談はあるんですが。うちのホームページを見て電話をかけたり、あと、メールでやりとりをするんですけども、やっぱり以前のような、パチスロだとか、競馬とかいうのは、表面的にかなり昔はあったんですけども、最近はネットでの、ゲーム感覚のギャンブルというんですかね、それがだんだん浸透してきているイメージはあります。依存症に関して、感じている課題とか問題点というところで書かせてもらったんですが、テレビとかいろんな媒体の中で、ギャンブルの楽しみ、宝くじもそうですけども、ギャンブルの番組の中で、楽しみを強調していますけども、依存症の問題とか、そういうものに対してはなかなか目を向けていない状況があるのかなということ、やっぱり専門の施設として、今後そういう課題があるなということを感じています。個々でやるというよりも、やっぱりいろんな機関との連携が今後必要なんじゃないかなという感じを受けていますので、自分達、サマリヤ会としてできることがあれば、協力してやってきたいと思っています。以上です。

田辺理事長

ご報告ありがとうございます。サマリヤ会の発表について、何かご質問ありますでしょうか。ではなければ、北海道遊戯事業協同組合さん、お願いします。

北海道遊技  
事業協同組  
合

北海道遊技事業協同組合の佐々木といいます。北海道遊戯事業協同組合なんですけど、この4月1日にですね、道内に5方面ありました遊技事業の組合、これが合併しまして、北海道一つということで誕生した組合でございます。以前は札幌方面遊技事業協同組合ということで、こちらの方に参画させていただいておりましたが、4月1日からは北海道ということで、名称が変わっております。我々パチンコ業界につきましてはですね、競馬だとか、オートレース、それからボート、これらのようないわゆるギャンブルと言われている、個別法で規定されているものとは違いまして、我々パチンコ、パチスロはですね、一般の飲食店、それから性風俗等の規制と同じく、風俗の営業法の規制を受けて営業しております。競馬等についてはギャンブルと言われていますが、我々パチンコ、パチスロは、法的には遊戯ということで規定されているところです。現在皆さんはテレビを見て、よくご存知かと思えますけれども、競馬だとか、競輪、競艇、それから宝くじも含めて、かなりのCMが流れているんですが、我々の業界は先ほど言いました、風俗営業法の規制、それから北海道の条例等によりまして、射幸心を煽る行

為というのは違法ということになっておりますので、テレビのパチンコのCMというのはほとんど、やっていないんですよ。企業イメージCMはやっていすけども、パチンコに関する具体的なホール名のCMというのは、まずできないというような状況でございますので、その辺、競輪だとか競馬等とは違うと。さらに今、競馬等については、インターネット投票ができるということですが、パチンコ、パチスロはインターネットに関してはできませんので、実際遊技客がホールに行って、パチンコ、パチスロを打たなければ、全然遊戯にならないというような状態で、この数年前からのコロナの拡大によってですね、遊技客の客足が遠のいているということで、道内においても、かなりの店舗が閉店しているというのが、現状でございます。我々遊戯業者は依存症に関する専門機関ではないので、治療だとか回復支援というよりもですね、予防だとか啓発、これを主体として、事業をさせていただいております。ですので、ホールとかに行きたくと、依存問題のポスターを貼っていたり、またリーフレットを置いていると。先ほど啓発週間の報告が道の方からありましたけども、やはり私どもも、全国の組織がありますので、そこから週間に関しては、パチンコ業界も取り組むようにということで、ポスターだとか、いろいろなものが送付されてきております。また啓発予防の他にですね、回復相談の支援機関への引継ぎということもありまして、業界全体でですね、リカバリーサポートネットワークという相談機関があるんですが、ここを業界全体で支援を行っておりまして、個々に対する、業界としての人的派遣もしておりますし、個々に対する相談の繋ぎもしているという状況でございます。さらにパチンコホールにですね、一ホールあたり3名以上の配置を目標としまして、依存症に対応できる、安全安心パチンコパチスロアドバイザーというものの養成を毎年やっているところでございまして、これまで全道で1000名を超える、アドバイザーの育成をしているというところでございます。これに加えまして、本年度はですね、2015年から業界で実施しておりました、パチンコ店の遊戯に関してですね、本人からの依頼に基づいて、一日の上限金額、それから一ヶ月の来店上限回数、一日の上限時間、入店規制をかける、自己申告プログラムというのと、家族からの依頼で、これは本人の同意も必要としているんですが、家族申告プログラムというのを、店舗で取り入れてやっていこうということで、今年はこれに力を入れてやっていくということでございます。また先ほど言いました、安全安心パチンコパチスロアドバイザー、これについては、全道の組合となりましたので、全道で育成をするというのと、それから、先ほどのリカバリーサポートネットワークで、私どもの業者の店舗の従業員等に向けて作りました、依存に関する集会のビデオ、これを現在、管理者等研修ということで、全道9か所で実施、もう既に終わったところもありますが、ここで三本のビデオ、動画を、従業員に見せているというような事業を実施しているところでござ

います。あと最後なんです、国の方ですね、聞き及んだところでは、ギャンブル依存症という言葉が、ギャンブル依存という言葉に変わりつつあるということ、WHOの方で2022年に、ICD11ということで、ギャンブル障がいということにくっついていたものが、ギャンブル障がいと危険な遊び方の二つに区分されたというような話を聞き及んでいるんですが、これらについて、国の方の対応、それから道のこの、推進会議等で反映されていくのかどうなのかというところについて、興味を持って参加させていただいているという状況でございます。私の方は以上でございます。

田辺理事長 北海道遊技事業協同組合の発言について、質問はありますか。札幌の組合から北海道の組合になったということで、北海道全域で、本人や家族からの制限申告あったら、対応する方向になっていくのですか。

北海道遊技事業協同組合 そうですね、できるホールとできないホールとがやはりありますので、全部が全部できるということではないんですが。決まったら順次やっていくということです。

田辺理事長 できるホールだと、何かOKマークをつけているとか、分かるようになっているのですか。

北海道遊技事業協同組合 今のところ、それはしていないですけども、問い合わせに対応しているということです。

田辺理事長 まだ数自体は少ないんでしょう。全体の3割とか2割とか。

北海道遊技事業協同組合 大体半分近くは超えています。

田辺理事長 そうですか、5割は超えていらっしゃる。分かりました。他にご質問ご意見ありますか。では、農政部競馬事業室、お願いします。

農政部競馬事業室 北海道農政部競馬事業室の内海でございます。よろしく申し上げます。競馬事業室では、ホッカイドウ競馬の運営を行っておりまして、まず北海道は、競走馬の98%を生産する馬産地であるということがまず一つなんですけども、中でも日

高地方が8割を担っているところです。日高振興局管内の、日高町門別というところに競馬場がございます。実情を申しますと、JRA だとか、そういったところはかなり華やかな部分があるんですが、ホッカイドウ競馬は若い馬が中心の競馬でございます。ここ（資料7）にありますように、全国への競走馬の供給や、軽種馬産地のセーフティーネットの役割を担っているというふうに書いているんですけども、有名な馬の子どもだとかは高く売れるので、いわゆる JRA だとか、南関東とかですね、有名な競馬場で走ることになるんですけども、それ以外の馬はなかなか走れないので、ホッカイドウ競馬で頑張っ、できれば有名なところで走るというふうなところがございます。馬券は今ですね、年々上がってきてはいて、競馬全体的には上がってはいるんですけども、コロナの影響で、そんなに潤沢には儲けていないという状況です。馬産地に立脚したホッカイドウ競馬ということでございますので、競馬事業の安定が、馬産地の持続的発展に繋がります。馬産地でいけば、生産するという部分にいろいろと付随して、各種の産業が成り立っているわけございまして、これをですね、永続的に発展につなげるということでもありますから、ある程度競馬事業の方もですね、発展しなければならないというふうに思っております。ですが一方で、このギャンブル依存症ということもございます。なので、末永く楽しんでいただけるように、これからも競馬ファンに愛され続け、適度に楽しんでいただくということをですね、今後とも継続的に、ギャンブル依存症に対してもですね、啓発を行っていく必要があるというふうに考えております。これまでの取組ということでございますが、まずはギャンブル依存症の予防のための、勝馬投票券の過度な購入について啓発するポスターの掲示ということで、競馬に限らないんですけども、公営ギャンブルと一緒にですね、ギャンブル等依存症問題啓発週間、これに合わせて、ポスターを掲示して、啓発しております。あと先ほど、北海道遊技事業協同組合さんからもご指摘があったように、インターネット投票というのが本当に如実に伸びてしまっておりまして、実情を言いますと、発売の95%はインターネットになっております。私どもは門別競馬場で発売しており、他にも全道で15か所、場外の発売所がございます。ここで販売しているんですけども、5%という形であります。その中でもですね、インターネットが多いということでございますので、ホッカイドウ競馬のホームページに、のめり込んでしまう不安がある方への相談窓口の案内ということで、継続して載せていただいて、年に数件ではございますけども、お申出によりですね、入場制限をしてほしいというような申請がありまして、それについては、顔写真を出していただいて、各馬券売り場の方に配布しまして、入場したらお声がけさせていただくという形で、対策もとらせていただいております。他には、継続的にですけども、こういったパンフレット、なかなか予算も厳しいので、あんまり大したものには作れていないんですけども、その中に「馬券は

二十歳になってから「ほどよく楽しむ大人の遊び」ということで、毎回印刷して、配布させていただいております。あとは、これまでの取組でございますけれども、今年に入りましてですね、インターネットの発売の委託を4社にしているんですけども、3社はこれまで、上限限度額の設定をしていただいたんですけども、1件だけ遅れていたんですけど、今年の2月に、道営競馬は4月から11月までなんですけど、最後の1社が上限設定できるようになりまして、この辺で歯止めがかかるのかなという考えでございます。なかなか儲けてはいないということで、予算的には厳しい状況でございますけれども、楽しく競馬の投票を続けていただけるように、一緒に依存症対策に連携していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

田辺理事長

ありがとうございます。ちょっと時間が押してきましたので、あと弁護士会と、北海道児童青年精神保健学会、二つ発表を続けていただき、また全体の質疑をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。では、北海道弁護士会連合会、お願いします。

北海道弁護士会連合会

北海道弁護士会連合会の清水です。よろしくお願いいたします。問題点等々に関しましては、やはり債務整理の関係で我々は接することが多くてですね、ただその中で、やはり依存症の方で、途中で再開されてしまう、またやり始めてしまうというような方が、やっぱり一定数いらっしゃいますので、そういった場合に我々弁護士、破産の事件として受任した後にですね、そういったことを繰り返してしまう場合に、弁護士によってはそこでもう辞任をしますと、ちょっとそれは事件処理できませんよということで、辞任するという選択肢もあります。あるんですけども、じゃあ辞任するとその方はどうなるんですかということになってしまって、あまり抜本的な解決にならない、他方で、その方がやはりギャンブルをなかなかやめられないという現実があって、この部分をどうするかというところは、我々としても非常に悩んでいるところでございます。令和4年度における取組といたしましては、日弁連主催の「暮らしとこころの相談会」というものを実施したりですとか、或いは例年、高校生、大学生に向けて出前講座のようなものを行っておりますし、その中で、依存症に関する話題に触れております。また、昨年は特にですね、裁判所と我々弁護士との間で、破産実務協議会と申しまして、破産事件に関する、実務的な協議会というものを毎年1回開いております。令和4年度においては協議会の中で、ギャンブル依存症に関しても、話題にのぼりました。その中で一つ、話題に出たこととしましては、要は破産手続きの中で、面積審尋という手続きがございまして、これは借金をチャラにすると、払わなくていいよということ、裁判所が最終的に決定するにあたって、債務者の



方に審尋、要は質問をして、答えていただくというような手続きを取ることがあるんですけども、その中で、本当にあなたは、依存症は大丈夫ですかというようなことをいろいろ聞いてですね、この人は大丈夫なんだというところで、手続きを踏んでいただくと。依存症の方からしても、裁判官からいろいろ聞かれて、それに対して答えるという手続きを踏むことによって、ちゃんとしっかりしないといけない、というところを意識していただくというところで、一定は意味があるところではないかと、裁判所と認識を共有したというところがございます。令和5年度につきましても、引き続きこうした取組を続けてまいりたいというふうに考えております。その他の部分といたしましては、先ほど申し上げたとおり、我々弁護士の仕事整理という場面で、接することが多いんですけども、なかなかその依存症の方の再発防止といいますか、そういった観点はなかなか、その公的な視点だけでは解決できない部分も多いというところがございます。ここは他の機関の皆様とも協力していきながら、進めていく部分が多いのかなというふうには考えております。簡単ですけども以上です。

田辺理事長

はい、ありがとうございます。それでは北海道児童青年精神保健学会、黒川先生お願いします。

北海道児童  
青年精神保  
健学会

はい。問題点のところに書いてありますが、知的障がいの人や、知的障がいのある自閉症の人達の中には、普通に生活していて、GAなどで一緒に頑張っておられる方もいますが、その水準ではない、まだ借金の意味もよく分からないような知的障がいのある人達もいます。そういう人達が、ギャンブル依存に陥った時には、どう考えても一般の人達の依存症治療に参加できるはずもなく、GAにも参加できない。それから内省力も乏しく、コミュニケーション能力もないので、全く治療の術というのがなさそうなんです。そういう人達のことを考えると、第一次予防をさらに強力なものにして、その世界に引き込まれないようにしてあげることがどうしても必要だと思います。これは中学生や高校生、これからの世代である子ども達に関しても言えますね。中学生、高校生はゲーム課金の問題があって、もう依存症ととみなしてよい水準の子供達が少なくはないです。第一次予防を考える場合に、ゲーム提供元がしている、射幸心を煽るガチャとかですね、それから、子ども達をとてもし焦らせる期間限定サービス、今日中に何とかってアイテムを買わなくちゃ、もう買えなくなるんだといって、お母さんいいでしょう、今すぐ買うからと言って、勝手にパッと買ってしまふ。こういう期間限定、焦らせるサービス、それ自体を制限、制御しない限り、子ども達は巻き込まれていくと思うんです。私達が思うのは、いずれにしても第一次予防をより強力にするためには、制限禁止ということをですね、発売元に対して働きかけていかなければ

ばいけないのではないかと思います。これは、前回の一連の会議でも話したようなことですが、業者さんの自主規制を待つということではなくてですね、明白に有害なものに関しては、制限をかけていくということを何とか実現できないものかなと思っています。それが主な問題点です。ありがとうございました。

田辺理事長      はい、ありがとうございました。それでは遅れて、北海道精神神経科診療所協会の長谷川先生と、道立精神保健福祉センターが出席されたということなので、発表をお願いしたいと思います。それでは長谷川先生、お願いできますか。

北海道精神神経科診療所協会      こんばんは。遅れて申し訳ありません。診療所協会では、ギャングルの院内ミーティングを行ったり、心理教育を行っている指定クリニックが数か所ありますが、北海道全体で見るとやはり札幌に集約しているので、例えば旭川の方が札幌まで通院してきたりとか、伊達とか赤井川の方からいらしていたりというので、どこか、旭川ぐらいでしたら大きなところなので、診られる医療機関が増えるといいなというふうには思います。診療所協会が見ているクリニックでは、同じようにですけども、院内グループや心理教育で取り組んでいるのと、あとギャングル問題の背景にある、双極性障がいや発達障がいなどについても、配慮して今後も取り組んでいくつもりです。黒川先生のお話を伺っていて、本当にそのとおりでなと思いました。知的障がいの方で、スロットなどをしてしまって深刻なことになっている、そういう方がこのところ目立つなと思います。ゲームの関係もそうなんですけど、知的障がいの方、二次的に今度、そのお金が足りなくなると、別な甘言に乗ってしまって、スマホを何か契約させられて犯罪に巻き込まれたりとか、その次のことが出てきてしまって、非常に厄介なことになっているケースが普通にあります。制限という言葉、黒川先生おっしゃっていましたが、私もスマートフォンで手軽に、朝からミッドナイトレースまでかけられるというのを、どこかで時間制限を設けることができないか、というふうに思います。また他機関に期待することとしては、道の関係者の方が実態として、GAとかサマリヤ会、医療機関とか、一定期間、半日お過ごしになるとかですね。そういうことで治療をどんなふうに行っているかというのを、うちのクリニックも含めて、体験していただければというふうに思いました。以上です。

田辺理事長      はい、ありがとうございました。診療所で、依存症の治療機関として登録しているところはあるんですか。

北海道精神神経科診療所協会      登録というのは、北海道のホームページか何かに載っているという意味でしょうか。

所協会	
田辺理事長	例えばそうですね。
北海道精神 神経科診療 所協会	やっけていても、載っていないところもありますね。その登録するシステムって、ちょっと私も知りませんでした、どのように登録するものなんでしょうか。
田辺理事長	それは、会議の中で把握して、基準に合えば問題ないと思いますが、ちょっと考えます。関係者まだ、スタッフも入れ替わったばかりで…
北海道精神 神経科診療 所協会	手挙げ制なのかなと思ったんですけど、手挙げのタイミングがちょっと分からなくて、うちの診療所も、アルコールかギャンブルか、どちらか載っていなかったような気がするんですけども。それは多分、基幹病院じゃないからなのかなと思っていました。
田辺理事長	政策上の位置づけである拠点機関とか、治療機関とかってということと、実情、クリニックで診ているところがあるということで、必ずしも同じではないという話はまた、今後確認したい、整理したいということですね。
北海道精神 神経科診療 所協会	よろしくお願ひします。
田辺理事長	それでは道立精神保健福祉センター、お願ひします。
道立精神保 健福祉セン ター	当センターでは昨年度までも、通称G研を月2回開催して、田辺先生にもご協力いただいているところですが、加えて、保健所職員等を対象とした依存症研修の中でも、ギャンブルのことも扱ってきたところ。それに加えて昨年度からは、依存症オンライン事業というものを開始しまして、道内の保健所の方に、オンラインで依存症についてご相談いただけるという仕組みを作りましたが、残念ながら昨年度は実績ゼロでした。今年度も引き続き、その事業を続けており、実は今年度になって数件ご相談いただいていますので、まずは実績を積んでいきたいなというところと、あとは今年度も依存症研修は秋頃に2日間で開催予定です。他には、集団が難しいという方の背景に発達障がいがあるような方に対しては、SAT-Gという個別支援ということも取り組んでおりまして、現在まで数例の

経験を積んでいるところです。課題としては、G研に初回参加して、2回目ぐらいまでは参加するけれども、継続参加には至らない方がおりますので、個別支援も検討しながら、今回の皆様の取組も参考にさせていただきながら、できることをやっていきたいなど、皆様と連携しながら、努めていきたいなと思っております。以上です。

田辺理事長      ありがとうございます。精神保健福祉センター、取り組んでいることが、依存症オンライン事業とか、少し話してもらいたいことが多いので、今回資料7が出ていなかったのも、是非やっていること、そちらの状況ですね、特にオンライン事業とか、発達障がいの人への支援とか、後で結構ですから、出していただきたいと思います。

道立精神保健福祉センター      はい。大変失礼しました。後から提出させていただきます。

田辺理事長      全体、後半に面白い話題も沢山出てきたんですが、相互にご質問したいこととか、ご意見ありましたら、お願いします。私から一つ、農政部の方が、入場制限をやっているというお話がありましたが、もうすでにご承知だと思いますけど、95%がインターネットで買っているわけで、現場の入場制限じゃちょっと駄目で、アクセス制限ということに将来なってくるだろうと思うんですけど、まあ自己申告ベースですから、そういうことが可能だというふうになっていけば、特にまだ成人に達したとはいえですね、実際には借金の返済能力のない、22,3歳の若者が沢山オンラインで、負けては借金をし、自分達のアルバイトで貯めた5万とか10万ぐらいしかないのに、100万も200万も借金をして、親が尻拭いしているという現状があるんですね。成人年齢に達したとはいえ、やっぱり親が肩代わりしてしまうっていう、そういう時に、アクセス制限を自ら、親と相談して申告できるようにになると、随分治療ができるかと思うんですけども、それはまだないんですね。インターネットのアクセス制限はありますか。

農政部競馬事業室      インターネット販売で委託しているところでは、1日の上限とかは設定できるんですよ。

田辺理事長      それは買い方でしょう。この人が入ったら制限、というのはありますか。まあそれをやっても確かに、裏の裏で、友達から買ったりとかありますね。

農政部競馬事業室 私も6月に異動してきたので、前までは馬券を買っていたんですけども、もうここに来たら一切買えなくなっていました。なりすまして買ってしまう人もいますので、一定の歯止めにはなると思うんですけども、技術的なものも、いろいろ考えていかなければならないな、というふうに思っております。

田辺理事長 それは国がもちろん、そういうことを推奨するっていうのがあるんでしょうけど。道営競馬であれば、道の判断でもできないわけではないですよ。答えにくい質問かもしれませんが、一般論ではそうですね。道営の事業だから。

農政部競馬事業室 技術的なことはなかなか、すみません。

田辺理事長 分かりました。他に相互にご質問とか、何かありましたら。

北海道遊技事業協同組合 一ついいですか。北海道遊技事業協同組合なんですけど、私ちょっと、医療の知識がないもので、全く分からなくて、基本的なことなんですけども、ここに病院の先生等がいらっしゃると思うんですけども、このギャンブル依存の治療っていうのはどういうのがあるんでしょうか。薬物、投薬治療だとかですね。入院することもあるのか、さらにはカウンセリングだけなのかですね、その辺ちょっと教えていただけたらなというふうに思っているんですけど。

田辺理事長 拠点機関（旭山病院）の橋本先生、簡単をお願いします。

旭山病院橋本医師 基本は、病院に来てもらって診断などはしますが、結局やっぱり必要になるのは、仲間の中で、依存症の人同士で回復していくことに尽きると考えております。だから病院としては、何か病院で薬を出して治してやろうということではなくて、依存症の自助グループ、患者さん同士の集まりに行きなさいと話しています。なかなか最初、否認といって、病気のことを認められない人が多いんですね。俺はいつでも辞められるとか、問題がないみたいな感じで。そういう人が足を運ぶことで、最初は嫌々でも行ってみることで、だんだん、周りの人の話を聞いて自分のことみたいだなと思うようになり、それから自分のことも話すようになっていって、回復する。それを足の回復、耳の回復、口の回復といいますが、そういうふうにしてじっくり病気のことを分かって、それから回復者になっていき、また新しい所で話をしていくというような仕組みができてきているみたいで。我々もそれをまた教えてもらって、勉強させてもらって、次の他の患者さんに、

こういう良い所あるよ、と話すということが、基本になっています。

北海道遊技  
事業協同組  
合

はい、分かりました。ありがとうございます。

田辺理事長

薬で治す治療ではないですね。認知行動療法をグループでやったり、条件反射みたいなことで、そういう治療法をやってグループで話し合ったり、グループそのもので集団療法をしたり、そういうふうに工夫しながらやって、治療するということですね。そして息の長い回復のためには、当事者グループ、自助グループというものに参加するということですね。まあアルコールだったら、自助グループの断酒会というのがあるのがあって分かりやすいんですけど。ギャンブラーズ・アノニマスという、世界的な自助グループ、どこの国にもギャンブル依存症はいますので、それと同じ仕組みでやっています。他に何かありませんか。なければ、私の感想では、二つのセンターがそれぞれ新しい試みもいろいろやっておられるということはちょっと驚きましたし、それから問題性としてはですね、ガチャも含めて、児童期、思春期、青年期、オンラインのスマホの中での問題。我々の普及啓発活動を遥かに超えて、当事者が持っているスマホの中で、ギャンブル問題が非常に浸透しているという中で、どういう対策をとっていくのかという、そういうことを感じさせるようなご報告がありました。他の先生方、ご質問とかご意見ありましたら、お願いします。もしなければ、今回担当者も代わって、仕切り直しの1回目という感じでしたけど、事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局  
柏木課長補  
佐

田辺先生、どうもありがとうございました。ご出席いただきました皆様、本日はお忙しい中、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。先ほどご説明いたしましたけれども、今後8月に、第1回推進会議を開催いたしますので、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、引き続きご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。本日発言できなかったことなどがございましたら、本日の資料の最後になりますけれども、意見様式を付けておりますので、期間が短くて大変申し訳ないんですけれども、来週6月27日（火）までに事務局に提出いただければと思っております。最後に、精神医療担当課長の河谷の方から、一言ご挨拶申し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局  
河谷精神医

精神医療担当課長をしております、河谷でございます。いつも皆様にはギャンブル等依存症対策に、多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

療担当課長

す。今日は田辺先生、本当にありがとうございます。皆様本日はお忙しい中、本当に大変貴重なご意見を頂戴いたしまして、我々計画を進めていく中でもですね、ご意見をひとつひとつ、反映していければなというふうに考えておりますので、引き続き様々ご議論いただければなというふうに考えております。先ほど説明ありましたけども、次回の会議ですけれども、第1回推進会議、計画の進捗状況について、協議する予定としてございますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、引き続きご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、本日の対策推進部会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。